## 株券等の保管及び振替に関する法律施行規則の主な改正事項一覧

条番号	法律条項	見出し	主な内容
目次			
第一章 (略)	)		
第二章 保管技	辰替機関 (全改)		
第2条	第3条の2第1項	指定の申請	法第3条第1項の指定を受けようとする者は、法第3条の2第1項各 号に掲げる事項のほか、保管振替業の開始時期を記載した指定申請書 及び添付書類を内閣総理大臣及び法務大臣に提出。
	第3条の2第2項第7号	(指定申請書の添付書類)	法第3条の2第2項第7号に掲げる主務省令で定める書類。 ・主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面 ・親法人及び子法人の概要を記載した書面 ・取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・取締役及び監査役の履歴書 ・取締役及び監査役の担当業務を記載した書面 ・保管振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書類 ・保管振替機関の事務の機構及び分掌を記載した書類 ・その他参考となるべき事項を記載した書類
	第3条の2第1項	(指定申請書の提出)	提出する指定申請書のうち、内閣総理大臣に提出するものを金融庁長 官経由で提出
第3条	第3条の4第1項	減資の認可申請	保管振替機関は、減資について認可を受けようとするときは、次の事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出。 ・減資前の資本の額 ・減資後の資本の額 ・減資予定年月日 ・減資の内容
		(認可申請書の添付書類)	前項の認可申請書の添付書類。 ・理由書 ・資本の額の減少の方法を記載した書類 ・株主総会の議事録 ・最終の貸借対照表

第4条第3条	第3条の4第2項	増資の届出	保管振替機関は、増資について届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を金融庁長官及び法務大臣に提出。 ・増資前の資本の額 ・増資予定年月日 ・増資の内容
		(届出書の添付書類)	前項の届出書の添付書類。 ・資本の額の増加の方法を記載した書類 ・取締役会の議事録 ・増資後に想定される貸借対照表
第 5 条 第 4 条の 2 第 1 項ただし書	第 4 条の 2 第 1 項ただし 書	兼業の承認申請	保管振替機関は、兼業について承認を受けようとするときは、次の事項を記載した承認申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出。 ・兼業の承認を受けようとする業務 ・兼業業務の開始予定年月日
		(申請書の添付書類)	前項の承認申請書の添付書類。 ・兼業業務の内容及び方法を記載した書類 ・兼業業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書類 ・兼業業務の運営に関する社内規則 ・兼業業務開始後三年間の当該業務の収支見込みを記載した書類
第6条	第4条の2第2項	兼業業務廃止の届出	保管振替機関は、第4条の2第2項の規定により、承認を受けた業務を廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を金融庁長官及び法務大臣に提出。 ・廃止した兼業業務の内容 ・廃止した年月日 ・廃止の理由
第6条の2	第4条の3第1項	業務の一部委託の承認申請	保管振替機関は、その業務の一部を他の者に委託しようとするときは次の事項を記載した承認申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出。 ・委託しようとする相手方(以下「受託者」といる)の商号又は名称及び任所又は所在地 ・委託しようとする業務の内容及び範囲 ・委託の期間

ı		1	
		(申請書の添付書類)	前項の承認申請書の添付書類。
			・理由書
			・業務の委託契約の内容を記載した書面
			・受託者の役員が法第3条第1項第3号に掲げるものと同様の要件に該
			当する旨を誓約する書面
			・受託者の登記簿の謄本
			・受託者の定款又は寄附行為
			・受託業務の実施方法を記載した書面
			・受託者の最近三年の各年度における営業報告書、貸借対照表及び損 益計算書
			・受託者の受託業務の収支の見込みを記載した書類
			・受託者の役員の氏名を記載した書面
			・受託者の役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面
			・受託者の役員の履歴書
			・受託者の役員の担当業務を記載した書類
			・その他参考となるべき事項を記載した書類
第6条の3		業務の一部委託の承認基	金融庁長官及び法務大臣は、前条第1項の承認申請書を受理した場合に
		準	おいて、次の基準に適合していると認められるときは、これを承認。
			・業務の委託が当該業務の効率化に資すること。
			・受託者が社会的信用のある法人であり、かつ その受託する業務につい
			て、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであるこ
			と
第6条の4	第 5 条第 10 号	業務規程の記載事項	法第 5 条第 10 号に規定する主務省令で定める事項。
			・保管振替業を行う時間及び休日に関する事項
			・発行者及び参加者への通知に関する事項
			・保管振替業において取り扱う株券等についての当該株券等を発行した
			者の同意に関する事項
			・機関口座に関する事項
			・手数料に関する事項
			・経費の分担に関する事項
			・業務の一部委託に関する事項
			・その他保管振替業に関し必要な事項

第6条の5	第7条	帳簿類等の作成及び保存 (保存年限)	保管振替機関が作成すべき帳簿書類その他の記録。 ・参加者口座簿 ・機関口座簿 ・株券等の預かり記録 ・株券等の交付記録 ・その他業務に関する記録 前項各号に規定する帳簿書類は、作成後十年間これを保存。
第6条の6	の 6 第 7 条の 2 第 1 項	業務及び財産に関する報告書の提出	保管振替機関が作成すべき報告書。 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・営業報告書 ・利益の処分又は損失の処理に関する議案
		(報告書の添付書類)	前項の報告書の添付書類。
		(提出期日)	第 1 項及び前項に規定する書類は、決算期経過後三月以内に金融庁長 官及び法務大臣に提出。
第6条の7	第7条の3	定款又は業務規程の変更 認可申請	保管振替機関は、定款又は業務規程の変更について認可を受けようとするときは、次の事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出。 ・変更の内容 ・変更予定年月日
		(認可申請書の添付書類)	前項の認可申請書の添付書類。 ・理由書 ・新旧対照表 ・株主総会等の議事録 ・その他参考となるべき書類

第6条の8		定款又は業務規程の変更	金融庁長官及び法務大臣は 前条第1項の認可申請書を受理した場合に
		認可基準	おいて、変更した定款及び業務規程が法令に適合し、かつ、業務を適正か
			つ確実に運営するために十分であると認められるときは これを認可。
第6条の9	第7条の4第1項	商号等の変更の届出の手	保管振替機関は、商号等の変更について届け出ようとするときは、次
		続	の事項を記載した届出書を金融庁長官及び法務大臣に提出。
			・変更の内容
			・変更年月日
		(届出書の添付書類)	前項の届出書には、次に掲げる区分に応じ、書類を添付。
			一 法第3条の2第1項第1号又は第3号に掲げる事項の変更
			・同条第2項第3号に掲げる書類
			二 法第3条の2第1項第4号に掲げる事項の変更
			・同条第2項第1号及び第3号に掲げる書類
			・取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
			・取締役及び監査役の履歴を記載した書面
			・取締役及び監査役の担当業務を記載した書面
第6条の10	第7条の5	事故	法第7条の5に規定する主務省令で定める事故。
			・預託を受けた株券等を喪失すること
			・取締役、監査役又は使用人(業務の一部の委託を受けた受託者のこ
			れらに相当する者を含む。)が法令又は業務規程等に反する行為を行
			うこと
			・電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情により、保管振替業
			務の全部又は一部を停止すること
		(事故の報告)	事故があったことを知った場合、直ちに、次の事項を金融庁長官及び法務
			大臣に報告
			・事故が発生した営業所の名称
			・事故を惹起した役職員の氏名及び役職名
			・事故の概要
		(事故の詳細の報告)	事故の詳細が判明した場合、次の事項を金融庁長官及び法務大臣に報告
			・事故の詳細
			・改善策等

笠 0 夕 か 11	笠 10 夕笠 1 珸	性令人供の初まりま	
第6条の11	第 10 条第 1 項	特定合併の認可申請	保管振替機関は、法第 10 条第 1 項の規定により、特定合併の認可を
			受けようとするときは、法第3条の2第1項各号に掲げる事項のほか、
			次の事項を記載した合併認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提
			出。
			・合併の相手方の商号
			・合併予定年月日
			・合併の方法
	第 10 条第 3 項	(合併認可申請書の添付書	法第 10 条第 3 項の主務省令で定める書類。
		類)	・理由書
			・特定合併の手続きを記載した書面
			・合併当事者の会社登記簿の謄本
			・合併当事者の商法第 408 条第 1 項の規定による株主総会の議事録
			・合併当事者の貸借対照表及び損益計算書
			・特定合併後の保管振替機関が法第3条第1項第2号及び第3号に掲
			げる要件に該当する旨を誓約する書面
			・特定合併後の保管振替機関の定款
			・特定合併後の保管振替機関の業務規程
			・特定合併後の保管振替機関の収支の見込みを記載した書類
			・特定合併後の保管振替機関の主要株主の氏名又は商号若しくは名称
			住所又は所在地及びその持株数を記載した書面
			・特定合併後の保管振替機関の親法人、子法人の概要を記載した書面
			・特定合併後の保管振替機関の取締役及び監査役の住民票の抄本又は
			これに代わる書面
			・特定合併後の保管振替機関の取締役及び監査役の履歴書
			・特定合併後の保管振替機関の取締役及び監査役の担当業務を記載し
			・行足口所後の保官派自機関の取締役及び監査役の担当業務を記載し   た書面
			│ パョ曲  ・特定合併後の保管振替機関における保管振替業に関する知識及び経
			特定百所後の保官派自機関にありる保官派自業に関する知識及び経   験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記
			載した書面 ・特字会は後の保管に基準関の東教の機構なび公常を記載した書類
			・特定合併後の保管振替機関の事務の機構及び分掌を記載した書類
			・その他参考となるべき事項を記載した書類

第6条の12	第 11 条第 1 項	新設分割の認可申請	保管振替機関は、新設分割について認可を受けようとするときは、法 第 11 条第 2 項各号に掲げる事項のほか、次の事項を記載した新設分 割認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出。 ・設立会社の商号 ・新設分割予定年月日 ・新設分割の方法
	第 11 条第 3 項	(新設分割認可申請書の添付書類)	・理由書 ・新設分割の手続きを記載した書面 ・新設分割の手続きを記載した書面 ・新設分割当事者の会社登記簿の謄本 ・新設分割当事者の商法第 374 条第 1 項の株主総会の議事録 ・新設分割当事者の貸借対照表及び損益計算書 ・設立会社が法第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面 ・設立会社の定款 ・設立会社の定款 ・設立会社の収支の見込みを記載した書類 ・設立会社の収支の見込みを記載した書類 ・設立会社の取締役及び監査とは商号若しくは名称 住所又は所在地及びその持株数を記載した書面 ・設立会社の取締役及び監査との住民票の抄本又はこれに代わる書面・設立会社の取締役及び監査との履歴書 ・設立会社の取締役又は監査との履歴書 ・設立会社の取締役又は監査との担当業務を記載した書面 ・設立会社における保管振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面 ・設立会社の事務の機構及び分掌を記載した書類 ・その他参考となるべき事項を記載した書類

第6条の13	第11条の4第1項	吸収分割の認可申請	保管振替機関は、吸収分割について認可を受けようとするときは、法第 11 条の 4 第 2 項各号に掲げる事項のほか、次の事項を記載した吸収分割認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出。 ・吸収分割により業務を承継する株式会社の商号 ・吸収分割予定年月日 ・吸収分割の方法
	第 11 条の 4 第 3 項	(吸収分割認可申請書の添付書類)	法第 11 条の 4 第 3 項に掲げる主務省令で定める書類。 ・理由書 ・吸収分割の手続きを記載した書面 ・吸収分割当事者の会社登記簿の謄本 ・吸収分割当事者の商法第 374 条 J 17 第 1 項の規定による株主総会の議事録 ・吸収分割当事者の貸借対照表及び損益計算書 ・承継会社が法第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面 ・承継会社の定款 ・承継会社の定款 ・承継会社の以支の見込みを記載した書類 ・承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称 住所又は所在地及びその持株数を記載した書面 ・承継会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面・承継会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面・承継会社の取締役及び監査役の担当業務を記載した書面 ・承継会社の取締役及び監査役の担当業務を記載した書面 ・承継会社における保管振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面 ・承継会社の事務の機構及び分掌を記載した書類 ・その他参考となるべき事項を記載した書類

第6条の14	第 12 条第 1 項	営業譲渡の認可申請	保管振替機関は、営業譲渡の認可を受けようとするときは、法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出。 ・譲受会社の商号 ・営業譲渡予定年月日 ・営業譲渡の方法
	第 12 条第 3 項	(営業譲渡認可申請書の添付書類)	<ul> <li>法第12条第3項の主務省令で定める書類。</li> <li>・理由書</li> <li>・営業譲渡の手続きを記載した書面</li> <li>・営業譲渡当事者の会社登記簿の謄本</li> <li>・営業譲渡当事者の商法第245条第1項の規定による株主総会又は取締役会の議事録</li> <li>・営業譲渡当事者の貸借対照表及び損益計算書</li> <li>・譲受会社が法第3条第1項第2号及び第3号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面</li> <li>・譲受会社の定款</li> <li>・譲受会社の定款</li> <li>・譲受会社の実務規程</li> <li>・譲受会社の東株主の氏名又は商号若しくは名称 住所又は所在地及びその持株数を記載した書面</li> <li>・譲受会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面</li> <li>・譲受会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面</li> <li>・譲受会社の取締役及び監査役の担当業務を記載した書類</li> <li>・譲受会社における保管振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面</li> <li>・譲受会社の事務の機構及び分掌を記載した書類</li> <li>・その他参考となるべき事項を記載した書類</li> </ul>
第6条の15	第 13 条	解散等の認可申請	保管振替機関は、解散等の認可を受けようとするときは、当該認可を 受けるべき事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提 出。

	ı		
		(認可申請書の添付書類)	前項の認可申請書の添付書類。
			・理由書
			・株主総会の議事録
			・資産及び負債の内容を明らかにした書類
			・保管振替業の結了方法を記載した書類
			・その他参考となるべき事項を記載した書類
第6条の16	第13条の2第2項	指定失効の届出	指定失効の届出を行う保管振替機関は、別表上欄の区分により、中欄
			の事項を記載した届出書及び下欄の添付書類を金融庁長官及び法務大
			臣に提出。
第6条の17	第 13 条の 3	保管振替業の結了の届出	保管振替機関等は、保管振替業を結了したときは、遅滞なく、その旨を金融
			庁長官及び法務大臣に届け出。
第6条の18	第4条の2第1項ほか	届出事項	法改正に伴う現行施行規則第5条の5各号の条ずれの整理及び次に掲
			げるものの追加
			・兼業業務の承認申請書又はその添付書類の記載事項に変更があった
			とき
第6条の19	第8条第2項	立入検査の証明書	法改正に伴う現行施行規則第6条本文の条ずれの整理
第三章 株券	こ関する口座簿の記載等		
第7条	第 15 条第 2 項第 4 号	顧客口座簿の記載事項	法第15条第2項改正に伴う号ずれの整理等
第8条	第 17 条第 2 項第 4 号	参加者口座簿の記載事項	法第17条第2項改正に伴う号ずれの整理
第8条の2	第17条の2第2項	機関口座簿の記載事項	法第 17 条の 2 第 2 項に規定する主務省令で定める事項は、株式の数
			の増減の原因とする。
第9条		準用規定	前3条の改正又は新設に伴う整理
第 10 条	第31条第3項、第4項	実質株主として通知すべ	法第 31 条第 3 項の改正及び同条第 4 項の新設に伴う整理
		き場合等	
第三章の二 韓	伝換社債券に関する口座簿の	記載等	
第 10 条の 2	第39条第1項及び第2項	転換社債について法第3章	法第 31 条第 3 項の改正及び同条第 4 項の新設に伴う整理
	の規定により準用する第	の規定を準用する場合の	
	3章	読替え	
第 10 条の 3	第39条第1項において準	顧客口座簿の記載事項	法第15条第2項改正に伴う号ずれの整理等
	用する第 15 条第 2 項		
第 10 条の 4	第39条第1項において準	参加者口座簿の記載事項	法第17条第2項改正に伴う号ずれの整理
	用する第 17 条第 2 項		
	•		

	第 17 条の 2 第 2 項	機関口座簿の記載事項	法第 17 条の 2 第 2 項に規定する主務省令で定める事項は、転換社債		
O 2			の券面の総額の増減の原因とする。		
第 10 条の 5		準用規定	前3条の改正又は新設に伴う整理		
第四章 新株引	受権証書に関する口座簿の	記載等			
第 11 条	第39条第1項において準	顧客口座簿の記載事項	法第15条第2項改正に伴う号ずれの整理等		
	用する第 15 条第 2 項				
第 12 条	第39条第1項において準	参加者口座簿の記載事項	法第17条第2項改正に伴う号ずれの整理		
	用する第 17 条第 2 項				
第 12 条の 2	第39条第1項において準	機関口座簿の記載事項	法第39条第1項において準用する法第17条の2第2項に規定する主務省		
	用する第17条の2第2項		令で定める事項で新株引受権証書に係るものは、新株引受権の目的で		
			ある株式の数の増減の原因とする。		
第 14 条		準用規定	第 10 条及び前 3 条の改正又は新設に伴う整理		
第四章の二 投	投資信託の受益証券に関する	口座簿の記載等			
第14条の2	第39条第1項において準	投資信託の受益証券につ	法第17条の2の新設に伴う整理		
	用する第15条第2項及び	いて法第3章の規定を準用			
	第 17 条第 2 項	する場合の読替え			
第14条の3	第39条第1項において準	顧客口座簿の記載事項	法第15条第2項改正に伴う号ずれの整理等		
	用する第 15 条第 2 項				
第 14 条の 4	法第39条第1項において	参加者口座簿の記載事項	法第17条第2項改正に伴う号ずれの整理		
	準用する法第17条第2項				
第 14 条の 4	第39条第1項において準	機関口座簿の記載事項	法第39条第1項において準用する法第17条の2第2項に規定する主務省		
O 2	用する第17条の2第2項		令で定める事項で投資信託の受益証券に係るものは、受益権の口数の		
			増減の原因とする。		
第 14 条の 4		準用規定	前3条の改正又は新設に伴う整理		
<b>の</b> 3					
第四章の三 資	第四章の三 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券に関する口座簿の記載等				
第 14 条の 5	第39条第1項及び第2項	資産の流動化に関する法	法第 31 条第 3 項の改正及び同条第 4 項の新設に伴う整理		
	において準用する第3章	律に規定する優先出資証			
		券について法第三章の規			
		定を準用する場合の読替			
		え			
第 14 条の 6	第39条第1項において準	顧客口座簿の記載事項	法第15条第2項改正に伴う号ずれの整理等		

	T = 1 = 55 = =		
	用する第 15 条第 2 項		
第 14 条の 7	第39条第1項において準	参加者口座簿の記載事項	法第17条第2項改正に伴う号ずれの整理
	用する第 17 条第 2 項		
第 14 条の 7	第39条第1項において準	機関口座簿の記載事項	法第39条第1項において準用する法第17条の2第2項に規定する主務省
<b>の</b> 2	用する第17条の2第2項		令で定める事項で優先出資証券に係るものは、優先出資の口数の増減
			の原因とする。
第 14 条の 8	第39条第3項において準	実質優先出資社員として通	法第 31 条第 3 項の改正及び同条第 4 項の新設に伴う整理
	用する第31条第3項、第	知すべき場合等	
	4項		
第 14 条の 9		準用規定	第 14 条の 6 及び第 14 条の 7 の改正並びに第 14 条の 7 の 2 の新設に
			伴う整理
第四章の四 車			
第 14 条の 10	第39条第1項において準	転換特定社債券について	法第15条第2項及び第17条第2項の改正、第17条の2の新設、第31条第
	用する第 15 条第 2 項	法第3章の規定を準用する	3項の改正及び同条第4項の新設に伴う整理。
		場合の読替え	
第 14 条の 11	第39条第1項において準	顧客口座簿の記載事項	法第15条第2項改正に伴う号ずれの整理等
	用する第 15 条第 2 項		
第 14 条の 12	第39条第1項において準	参加者口座簿の記載事項	法第17条第2項改正に伴う号ずれの整理
	用する第 17 条第 2 項		
第 14 条の 12	第39条第1項において準	機関口座簿の記載事項	法第39条第1項において準用する法第17条の2第2項に規定する主務省
<b>の</b> 2	用する第17条の2第2項		令で定める事項で投資証券に係るものは、転換特定社債の券面の総額
			の増減の原因とする。
第 14 条の 13	第39条第4項において準	実質特定社債権者として	法第 31 条第 3 項の改正及び同条第 4 項の新設に伴う整理
	用する第 31 条第 3 項、第	通知すべき場合等	
	4 項		
第 14 条の 14		準用規定	第 14 条の 11 及び第 14 条の 12 の改正並びに第 14 条の 12 の 2 の新
			設に伴う整理
第四章の五 新	听優先出資引受権付特定社債	券に関する口座簿の記載等	
第 14 条の 15	第39条第1項において準	新優先出資引受権付特定	法第15条第2項及び第17条第2項の改正、第17条の2の新設、第31条第
	用する第 15 条第 2 項	社債券について法第3章の	3項の改正及び同条第4項の新設に伴う整理。
		規定を準用する場合の読	
		- 替え	
			ı

第 14 条の 16	第39条第1項において準	顧客口座簿の記載事項	法第15条第2項改正に伴う号ずれの整理等	
	用する第 15 条第 2 項			
第 14 条の 17	第39条第1項において準	参加者口座簿の記載事項	法第17条第2項改正に伴う号ずれの整理	
	用する第 17 条第 2 項			
第 14 条の 17	第39条第1項において準	機関口座簿の記載事項	法第39条第1項において準用する法第17条の2第2項に規定する主務省	
<b>の</b> 2	用する第17条の2第2項		令で定める事項で優先出資証券に係るものは、優新優先出資引受権付	
			特定社債の券面の総額の増減の原因とする。	
第 14 条の 18	第39条第4項において準	実質優先出資者員として	法第 31 条第 3 項の改正及び同条第 4 項の新設に伴う整理	
	用する第31条第3項、第	通知すべき場合等		
	4 項			
第 14 条の 19		準用規定	第 14 条の 16 及び第 14 条の 17 の改正並びに第 14 条の 17 の 2 の新	
			設に伴う整理	
第四章の六 資産の流動化に関する法律に規定する受益証券に関する口座簿の記載等				
第 14 条の 20	第39条第1項及び第5項	資産の流動化に関する法	法第17条第2項の改正、第17条の2の新設、第31条第3項の改正及び同	
	において準用する第3章	律に規定する受益証券に	条第4項の新設に伴う整理。	
		ついて法第3章の規定を準		
		用する場合の読替え		
第 14 条の 21	第39条第1項において準	顧客口座簿の記載事項	法第15条第2項改正に伴う号ずれの整理等	
	用する第 15 条第 2 項			
第 14 条の 22	第39条第1項において準	参加者口座簿の記載事項	法第17条第2項改正に伴う号ずれの整理	
	用する第 17 条第 2 項			
第 14 条の 22	第39条第1項において準	機関口座簿の記載事項	法第39条第1項において準用する法第17条の2第2項に規定する主務省	
<b>の</b> 2	用する第17条の2第2項		令で定める事項で資産の流動化に関する法律に規定する受益証券に係	
			るものは、受益権の持分の増減の原因とする。	
第 14 条の 23	第39条第5項において準	実質権利者として通知す	法第 31 条第 3 項の改正及び同条第 4 項の新設に伴う整理	
	用する第31条第3項、第	べき場合等		
	4 項			
第 14 条の 24		準用規定	第 14 条の 21 及び第 14 条の 22 の改正並びに第 14 条の 22 の 2 の新	
			設に伴う整理	
	投資証券に関する口座簿の記	職等		
第 14 条の 25	法第 39 条第 1 項及び第 6		法第17条の2の新設、第31条第3項の改正及び同条第4項の新設に伴う	
	項において準用する法第	の規定を準用する場合の	整理。	
	·	·		

	3章	   読替え				
笠 1 4 夕 の 00	- ·		나였15夕였0년개구나까우민관사 <b>소</b> 현대였			
第 14 条の 26	第39条第1項において準	顧客口座簿の記載事項	法第15条第2項改正に伴う号ずれの整理等			
	用する第 15 条第 2 項					
第 14 条の 27	第39条第1項において準	参加者口座簿の記載事項	法第17条第2項改正に伴う号ずれの整理			
	用する第 17 条第 2 項					
第 14 条の 27	第39条第1項において準	機関口座簿の記載事項	法第39条第1項において準用する法第17条の2第2項に規定する主務省			
<b>の</b> 2	用する第17条の2第2項		令で定める事項で投資証券に係るものは、投資口の口数の増減の原因			
			とする。			
第 14 条の 28	第39条第6項において準	実質投資主として通知す	法第 31 条第 3 項の改正及び同条第 4 項の新設に伴う整理			
	用する第31条第3項、第	べき場合等				
	4項					
第 14 条の 29		準用規定	第 14 条の 26 及び第 14 条の 27 の改正並びに第 14 条の 27 の 2 の新			
7,5 11 7,700 20		1 7137902	設に伴う整理			
第四章の八 協						
第14条の30	第 39 条第 1 項及び第 7 項		法第31条第3項の改正及び同条第4項の新設に伴う整理。			
年 14 未の 30			広第31未第3項の以正及ひ回赤第4項の制設に件フ室柱。 			
	において準用する第3章	出資に関する法律に規定				
		する優先出資について法				
		第3章の規定を準用する場				
		合の読替え				
第 14 条の 31	第39条第1項において準	顧客口座簿の記載事項	法第15条第2項改正に伴う号ずれの整理等			
	用する第 15 条第 2 項					
第 14 条の 32	第39条第1項において準	参加者口座簿の記載事項	法第17条第2項改正に伴う号ずれの整理			
	用する第 17 条第 2 項					
第 14 条の 32	第39条第1項において準	機関口座簿の記載事項	法第39条第1項において準用する法第17条の2第2項に規定する主務省			
<b>の</b> 2	用する第17条の2第2項		令で定める事項で優先出資証券に係るものは、優先出資の口数の増減			
			の原因とする。			
第 14 条の 33	第39条第7項において準	実質優先出資者として通	法第 31 条第 3 項の改正及び同条第 4 項の新設に伴う整理			
	用する第31条第3項、第	知すべき場合等				
	4項					
第 14 条の 34			   第 14 条の 31 及び第 14 条の 32 の改正並びに第 14 条の 32 の 2 の新			
73 11 7/ 07 04		T/13/96/C	設に伴う整理			
笠田辛のも ほ	┃ ᅙᄼᅲᆸᄷᇬᄀᅑᄹᅼᆍᇎᆂᄜᆍᅮᆽ	口应符の記載等				
第四章の九 優先出資引受権証書に関する口座簿の記載等						

第 14 条の 35	第39条第1項及び第8項 において準用する第3章	優先出資引受権証書につ いて法第3章の規定を準用	法第31条第4項の新設に伴う整理。	
		する場合の読替え		
第 14 条の 36	第39条第1項において準 用する第15条第2項	顧客口座簿の記載事項	法第15条第2項改正に伴う号ずれの整理等	
第 14 条の 37		参加者口座簿の記載事項	法第17条第2項改正に伴う号ずれの整理	
第 14 条の 37 の 2	第39条第1項において準用する第17条の2第2項		法第39条第1項において準用する法第17条の2第2項に規定する主務省 令で定める事項で優先出資引受権証書に係るものは、優先出資引受権 の口数の増減の原因とする。	
第 14 条の 38	第39条第8項において準 用する第31条第3項、第 4項		法第31条第3項の改正及び同条第4項の新設に伴う整理	
第 14 条の 39		準用規定	第 14 条の 36 及び第 14 条の 37 の改正並びに第 14 条の 37 の 2 の新設に伴う整理	
第五章 雑則				
第 15 条		標準処理期間	・金融庁長官及び法務大臣は 法の規定による認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから次の期間内に処分をするよう努める。 - 指定 2月 二 認可又は承認 1月	
			・前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まない。 <ul><li>一 当該申請を補正するために要する期間</li><li>二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間</li><li>三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料の追加に要する期間</li></ul>	

## 別表

届出事項	記載事項	添付書類
保管振替業を廃止したとき	廃止年月日	株主総会の議事録
	廃止の理由	保管振替業の結了の方法を記載した書類
合併により消滅したとき	合併の相手方の商号	合併契約書
	合併年月日	株主総会の議事録
	合併の方法	保管振替業の結了の方法を記載した書類
		合併の手続きを記載した書面
破産により解散したとき	破産の申立てを行った年月日	裁判所の破産宣告決定文の写し
	破産宣告を受けた年月日	保管振替業の結了の方法を記載した書類
合併及び破産以外の理由により解散したとき	解散年月日	株主総会の議事録
	解散の理由	保管振替業の結了の方法を記載した書類
保管振替業の全部を譲渡したとき	譲渡先の商号	
	譲渡年月日	
保管振替業の全部を分割により承継したとき	承継先の商号	
	分割年月日	